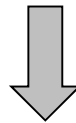


骨子案 P16 以降の「既存の取組」について (説明用資料)

第3次プラン (現行プラン) における記載内容

No.	具体的施策	事業	区分	担当課
140	(1) 男女の人権尊重に関する啓発活動の推進	● 広報・啓発活動の推進	継続	人権課
141	(2) 地域メディアにおける女性の人権尊重	● 市の刊行物における女性の人権を侵害する表現の排除	継続	全庁各課
143	(2) 地域メディアにおける女性の人権尊重	● 男女共同参画の視点に立った広報の推進	継続	秘書課

注: 現行プラン 25 ページより(プランには No. の列は掲載されていません。)



第4次プラン (新プラン) における記載内容 (案)

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
人権尊重に関する啓発活動の推進 (140)	○ 市の広報紙やホームページによる啓発をはじめ、「人権・同和問題講演会」の場などを活用し、女性や子ども、高齢者や障がいのある人、同和問題、LGBTQ (性的少数者) など、様々な人権課題について、正しい理解を促進するとともに、意識啓発を推進します。	秘書課 人権課
市の刊行物や地域メディア等における配慮 (141・143)	○ 市が作成する広報紙やホームページの内容をはじめ、あらゆる刊行物等において、人権や男女共同参画の考え方に配慮した表現に努めます。	全庁各課

注: 140・・・などの番号は確認用のため入れていますが、最終的には(計画書掲載時には)削除する予定です。